

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 5 日現在

機関番号：13901

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2016

課題番号：26780002

研究課題名(和文)ロシア司法制度改革における多元的裁判所制度の影響に関する研究

研究課題名(英文)Effects of the pluralistic court system on the Russian judicial reform

研究代表者

佐藤 史人(Sato, Fumito)

名古屋大学・法学研究科・准教授

研究者番号：50350418

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,600,000円

研究成果の概要(和文)：体制転換後のロシア司法は、憲法裁判所、仲裁裁判所、通常裁判所という3系統の体系によって運営され、欧州人権裁判所も紛争解決に重要な役割を演じている。司法改革もまた、裁判所の多元性の影響を受ける。民事事件一般から切り離された仲裁訴訟は、市場経済の要請を受け、速いテンポで発展した。その結果、最高裁総会決定を主とする従来の法令解釈の統一のあり方に変化が生じ、司法制度の機能の西欧化が進み、民事手続改革を触発した。それは結果的に政治部門の否定的反応を引き起こし、2014年の憲法改正をもたらしたが、このことは逆説的ながら体制移行国における裁判所体系の多元性が肯定的役割を果たしつることを示すものである。

研究成果の概要(英文)：After regime transformation, Russian judiciary is managed by three systems of courts, i.e. the constitutional court, arbitration courts and courts of general jurisdiction. The European Court of Human Rights also plays an important role on dispute settling. This pluralistic character of the courts also influences Russian judicial system reform. For example, exposed by demands and logic of market economy, the Arbitration Procedure Code developed so speedily. As a result, significance of the resolution of the Plenum of the Supreme Court, which previously played an important role in uniforming judicial practices, reduced, basic futures of management of judiciary became much closer to those in the West and stimulated civil procedure reform. Unfortunately, such tendency forced political branches to abolish the Supreme Arbitration Court in 2014, this fact eloquently and paradoxically shows that pluralistic nature of the court system could play a positive role in transitional countries.

研究分野：ロシア法

キーワード：ロシア 民事訴訟制度 仲裁訴訟制度 憲法裁判所 欧州人権裁判所

1. 研究開始当初の背景

社会主義期のロシアでは、違憲審査権は代表機関が有し、国有企業間の紛争は行政機関が解決するなど、司法の機能は著しく制約されていた。しかし体制転換にともない違憲審査および経済紛争の解決は裁判システムに委ねられ、司法の活動領域は飛躍的に拡大した。もっとも、新たに裁判の対象となった事件が単一の司法裁判所の体系に委ねられることはなく、違憲審査を扱う憲法裁判所、

最高仲裁裁判所を頂点とし経済(商事)紛争を扱う仲裁裁判所が、いずれも1991年に設置された。それ以来、ロシア司法は、以前から存在していた連邦最高裁判所を頂点とする通常裁判所を含めた3系統の裁判所体系によって運営されてきた(多元的裁判所制度)。

司法改革もまた、このような多元的裁判所制度の中で展開を遂げた。例えば、民事事件や大部分の行政事件を扱う手続法は、民事訴訟法典であり、商事事件については別途に仲裁訴訟法典が定められた。このように、広義の民事手続の内部で事物管轄の相違に応じて複数の手続法が存在し、その内容も相当程度異なるものに変化した。本研究の開始時点では、多くの学者が、手続法としてもっとも先進的なのは仲裁訴訟法典であり、同法典が今後の民事手続改革を領導すべきであると考えていた。このことは、民事事件一般から切り離された経済紛争を規制する手続法が、市場経済の要請を最も強く受けるがゆえに、比較的速いテンポで発展を遂げることを可能にするとともに、柔軟に変化を遂げた商事手続制度が、今度は、他の民事手続の改革を触発しようということの意味していた。

このように、裁判所制度の多元性は、ロシアの司法改革の展開にとって、固有の意義を有している。同時に、ロシア連邦のヨーロッパ回帰の流れの中で、1996年にロシアが欧州人権条約を批准し、1998年に同条約が国

内的に発効した結果、国内の多元的裁判所制度に加え、欧州人権裁判所の国内裁判所への影響という新たなファクターが、司法改革を規定する要因として付け加わることになった。

以上のように、ロシア連邦における体制転換の過程における司法制度改革を把握するにあたり、多元的な裁判所制度という視角から、自覚的にアプローチすることが強く要請される。

2. 研究の目的

本研究では、ロシアの司法制度改革の展開を、多元的司法制度の相互関係という視角から検討し、現在のロシアの司法制度の「西欧化」、「法治国家化」の内実、および、かかる「西欧化」のなかに含まれる「西欧との偏差」について解明することを目的とする。また、上述のプロセスの検討を通じ、ロシアの司法制度改革に対し、政治的なファクターが、どのように、かつ、どの程度影響を及ぼしているのかを、明らかにする。

3. 研究の方法

各裁判所の組織・機構の分析を通じて、各裁判所が担う役割および抱えている課題を同定したうえで、各裁判所体系の最上級に位置する裁判所が司法改革において果たす役割を確認し、それらの知見を総合することによって、多元的裁判所制度がロシアにおける司法制度の発展にいかなる影響を及ぼしているのかを確認する。

なお、研究の開始時点では、具体的な検討対象の絞り込みが十分ではなく総花的であったため、欧州人権裁判所、憲法裁判所、最高裁判所および仲裁裁判所のいずれをも射程に入れて比較しうる具対的素材として、監督審制度を選定し、同制度を軸に上述問題の検討を行うこととした。

かかる課題を実現するため、文献の収集お

よび検討を基礎にした法現象の分析を進めるとともに、資料ではフォローしきれない事実を確認するため、ロシアにおける聞き取り調査を進めることとした。

4. 研究成果

本研究の成果として得られた知見は、以下の通りである。

(1) 体制転換後に改革の対象となったソビエト司法は、形式手続を重視する西欧司法とは異なる独特の相貌を有していた。実体的、客観的な真実を追求し(客観的真実の原則)もし誤った判決があれば、それがどれだけ古いものであっても是正されるとともに、裁判官もまた、当事者の行動を待つことなく積極的に真実を探求することが義務づけられた。裁判所が担ったのは、公平なアンパイアとしての機能ではなく、労働者国家によって策定された政策および規則が適正に実現されているかどうかを確認する「統制」者としての機能であった。裁判手続におけるその典型が、ソビエト司法において初めて生み出された監督審である。

モスクワ大学のポリソヴァ教授によれば、監督審は、手続法上の制度としての、上級審による下級審判決の見直しという機能に、裁判所構成法の系譜に属する司法行政的な「監督」という要素を接ぎ木したものであった。その主たる目的は、上級裁判所による下級裁判所の統制、すなわち、誤判の是正であり、当事者の救済は、その反射的效果にすぎなかった。この手続は、当事者の申立ではなく、上級の裁判所の長か、検察官の異議申立(プロテスト)によって始まり、必要がない限りは当事者が法廷に呼ばれることはなく、どれだけ古い裁判であっても、見直される可能性があった。

監督審は、1964年ロシア民事訴訟法典において完成を見た。その運用においては、上記の統制機能を前面に押し出しながらも、同

時に、誤判の是正を通じた当事者の権利の救済という側面を併せ持っていたため、市民や学者からも支持され、極めて頻りに活用されていた。裁判の結果に満足できない当事者は、例えば、最高裁判所副長官に面会して苦情を訴え、もしそのような人物が原審に問題を認めれば、監督審の審理が開始された。このように、裁判手続の一環とされているものの、監督審はその実体から見て、西欧的な「司法」とは異質の存在であった。

(2) 体制転換後に経済事件を管轄する裁判所として誕生した仲裁裁判所のもとで、審級制度の変容はどのように進んだのか。仲裁訴訟制度における最初の法典は、1992年制定の仲裁訴訟法典であるが、同法は1964年ロシア民事訴訟法典のコピーとも言えるものであった。古典的なソビエト監督審の基本的な特徴である、プロテスト制度、限定のない申立期間、当事者への告知義務のない裁判期日、法律問題に限定されず、事実認定の妥当性についても判断の対象になることなど、旧来の民事手続の特徴はそのまま92年仲裁訴訟法に受け継がれた。64年民事訴訟法典との相違は、監督審の権限を有する裁判所の数が限定されていたこと程度であった。

このような仲裁監督審の発展における転換を画したのが、1995年制定の新仲裁訴訟法典である。審級制度が、第一審、控訴審、破棄審、監督審の「4審」に整理され、破棄審には、法的効力を生じた裁判に対する法律審としての役割があてがわれることになった。もっとも、95年法の下で、監督審の制度には大幅な変更がなかった。むしろ、その後には憲法裁判所の判決を通じて、当事者主義化などの改革が進められる。すなわち、当事者の参加を予定しない審級であるがゆえに、監督審は事実問題をしてはならないとの判断の下に、監督審が法律審化するとともに、期日の通知の有無については、当事者の平等が

貫徹されなければならないとされるなど、より当事者主義の精神に適った運用が求められることになった。

同様に注目すべきは、法的効力を生じた裁判を扱う審級として、破棄審と監督審が重複するようになった結果、両者の住み分けないしは制度目的の区別が、要請されるようになったことである。仲裁訴訟制度における監督審を最も精力的に研究したエフィモフによれば、制度的には92年仲裁訴訟法典を引き継いだはずの95年監督審制度は、民事訴訟法典とは異なり、もはや誤判の是正を主たる任務とするものではなく、「裁判実務の統一」を主たる役割とするようになった。

このように95年仲裁訴訟法典が、古い皮に新しい酒を注ぐものだったとすれば、その新しい内容に形式を合わせたのが2002年仲裁訴訟法典の制定であった。1995年と対照的に、監督審制度が最も重大な制度上の変更点となった2002年仲裁訴訟法典においては、

プロテスト制度が廃止され、監督審は当事者の申立によって開始されるとともに、申立期間は3ヶ月に限定されるなど、監督審は、より当事者主義の精神にふさわしいものとして、生まれ変わった。

この2002年監督審は、それまでの監督審とまったく異なる機能を果たすことになった。すなわち、監督審は、個別の事件において示された下級審の裁判の見直しを通じ、積極的に新たな判例を提示するようになったのである。それまで、ロシアにおいて新たな法令解釈を示す手段として重要な役割を果たしていたのは、最上級裁判所が総会決定の形式で示す法令の解釈指針であった。しかし、市場経済の要請に応じ、柔軟かつ迅速なルール形成が求められる仲裁裁判所にあっては、そのような鈍重な手続は、使い勝手が悪い。このような状況の下、95年仲裁訴訟法典により監督審の主たる役割が「裁判実務の統一」に求められるようになったことを踏まえつつ、さ

らにそれを押し進める形で、2002年以降、仲裁裁判は、西欧的な司法の運用へと、急激な変化を見せ始めたのである。

このような仲裁監督審のあり方は、欧州人権裁判所からも是認され、さらには、2008年から2010年にかけて展開した、いわゆる「仲裁革命」と呼ばれる一連の制度改革を通じて、いっそう強化されることになり、かかる過程は憲法裁判所によってもオーソライズされた。

以上より、経済紛争を扱う仲裁訴訟制度にあっては、比較的早期に制度改革が進み、市場経済の要請を強く受ける形で、司法の西欧化が強く押し進められたということができよう。

(3) 民事手続の領域では、2002年にいたるまで、種々の改正を受けつつも、1964年民事訴訟法典が適用され続けた。90年代の間、体制転換にふさわしい民事監督審制度の探求は、最高裁判所がモスクワ大の民事訴訟法学者などと協力する形で進められた。

最高裁が、2001年までにとりまとめた法案は、プロテストという名称を維持しつつも、当事者の要請に基づかないプロテストを認めないことによって、実質的には当事者主義を徹底するとともに、検察にはプロテスト権限を与えないというラディカルなものであった。

しかし、新民事訴訟法典の下院における審議の中でこのようなラディカルな内容は否定される。プロテスト制度が廃止され、当事者の申立に基づいて行われるという点で、監督審は確かに当事者主義化された。しかし、当事者の申立に基づき、事件を監督審裁判に付すかどうかを決定する事前審査制度や、当該制度に不服をもつ当事者に対して設けられた裁判所所長への再申立の制度、さらに連邦最高裁長官に付与された申立権限などが複雑に絡まることで、実際には、裁判所の役職者に、監督審の行方を左右する余地を与え

る、広範な裁量が残されていた。また、「事件の審理に参加した」検察官にも、結局、監督審への申立権が与えられた。

以上のような民事訴訟法典の起草過程における方向転換は、同時期に立法作業が進んでいた刑事訴訟法典の内容によって影響を受けたと通常は説明される。しかし、このような論拠は、あまり説得的ではない。この点では、下院は欧州人権裁判所判決の扱いなどを含め、たえず仲裁訴訟法典や刑事訴訟法典と比べて、民事訴訟法典を特別に扱い、ラディカルな改革は許容してこなかったこと、さらに、この時点でのロシアの民事訴訟法典は、行政事件など政治部門の利害が密接に関わる事件をも審理の対象としていたことが注目される。前期の仲裁訴訟法典にはない、民事監督審の複雑な制度およびそれを貫く司法の役職者の広範な裁量の存在は、多元的裁判所制度における事物管轄の相違という側面を強く反映したものである。

以上の結果、2002年民事訴訟法典は、根本的に以前の監督審の欠陥を引き継ぐことになった。その欠陥とは、前述の監督審の過程における裁判所の役職者の広範な裁量である。2002年民事監督審については、いくつかの弱点を残しつつも、根本においては当事者主義を徹底し、監督審の役割を裁判統制から、当事者の権利保護へ位置付け直したとして、わが国でも評価されてきた。しかし、2002年民事訴訟法典の制定過程を踏まえる限り、これまで旧来の制度の残滓にすぎず、その後の改革のなかで次第に消滅することが展望されていた個別の細かい手続の方が、むしろ、この時点では、全体として監督審のあり方を深く規定していることになる。そして、この点がまさに欧州人権裁判所によって問題視されることになった。人権裁判所は、2002年監督審に広く残る問題点を検討し、それらが人権条約6条1項の保障する公平な裁判を受ける権利を侵害しているとの診断

を下したのである。

(4)このような環境の中で、監督審の転換を促したのが憲法裁判所、特にその2007年の判決であった。重要なのは、憲法裁判所が、欧州人権裁判所を強く意識しつつ、積極的にあるべき改革方向を指し占めず、ある種の立法者的役割を果たしたことである。さらに、そうした憲法裁判所の行動は、欧州人権条約15条1項の意味でのロシア民事手続における実効的救済手段が、州級裁判所レベルで尽きるのではなく、連邦最高裁判所までが実効的救済手段として位置づけられるようになることで、欧州人権裁判所に向かう申立が、必ず連邦最高裁判所を経由するようにならなければならないという認識に立つものでもあった。

このことは、欧州人権裁判所が、ロシアにおける司法制度を補完する機関ではなく、人権裁判所が、問題の多い上訴制度の代替物として機能する、すなわち、実際にはあたかもロシアの国内司法制度の一環として機能するというアブノーマルな状況を是正しようとするものとして評価できる。したがって、憲法裁判所のこのような対応は、欧州評議会からも評価された。

もっとも、このような改革の結果、ロシア市民にとって欧州人権裁判所にアクセスする可能性が、飛躍的に限定されたこともまた、事実である。その点から、連邦憲法裁判所の対応は、一部の弁護士からは強く批判されるものであった。確かに、憲法裁判所の対応は、これまでストラスブルにおける救済の可能性を容易に得ることができたロシア国内における不正義を、ロシア国内に封じ込める傾向をもつことは否定できない。この点に着目すれば、ロシアの司法制度改革は、単純に権利保護の強化の必要性から進められたというよりも、憲法裁判所が改革プロセスに深く食い込むことによって、司法制度全体の政策的評価という要素を強く受けながら進め

られていたことが分かる。いずれにせよ、このような枠組みの中で民事監督審のさらなる改革が進められた結果、2015年には、ロシアを被告国とする事件について、かつての連邦最高裁民事部における監督審、すなわち、現在では「第2の破棄審」と呼ばれる手続までが、実効的救済手段であるとされ、それを使い尽くさなければ、ストラスブルヘの門戸は開かれないという状況に立ち至ったのである。

(5) 監督審を初めとする司法改革のプロセスにおいて、欧州人権裁判所は、一定の役割を果たしてきた。とはいえ、人権裁判所の判決の中には、ロシアの政治部門の利害に触れるものも存在する。2008年の南オセチア紛争や2014年のクリミア問題、下院選挙やユコス事件、集会法などは政治部門にとって無関心ではられない課題であった。このような状況は、憲法裁判所にとって、自らの権限を拡大させ、多元的裁判所制度における自らの比重を強化させる格好の機会となった。憲法裁判所は、人権裁判所の判決の国内における執行について監視する役割を自ら買って出た結果、この方向で憲法裁判所法が改正され、その活動領域を拡大した。近時の憲法裁判所改革は、欧州人権裁判所が国内司法制度に及ぼす影響が、とりわけ屈折的に現れ出した領域である。(このような憲法裁判所の特徴を比較分析するため、ハンガリーの憲法裁判について補足的に参照した。)

(6) 多元的司法制度の改革への影響

ロシアでは、民事手続が、経済事件に関するものと、それ以外を扱うものに分岐した結果、一方では、改革が迅速に進み、それが司法の西欧的な運営可能性をもたらす一方で、行政事件を事物管轄とする手続の場合は、改革が遅れ、市民にとって実効性を欠く手続が長期に存続することになった。もっとも、制度が統一されていた場合に、改革が加速化した可能性は低く、制度が分岐していたこと

によって、一部の制度の改革の遅れが可視化され、改革の進行を促した側面があったことは否定できない。また、そのようなプロセスに、憲法裁判所および人権裁判所が固有の利害をもって関与し、結果的に民事手続の実効性を、ある程度高めることに繋がった。

とはいえ、司法制度の構築は、経済的、社会的な合理性のみによって推し進められるものではない。改革の先頭を走り、判例重視路線を突き進んだ最高仲裁裁判所は、司法の政治からの自立傾向を強めることによって、かえって政治部門の警戒を呼び、統廃合の対象となった。その結果、2014年の憲法改正により最高仲裁裁判所は連邦最高裁の内部に統合され、仲裁訴訟制度は、民事訴訟制度により近いものへと変わってしまった。民事手続の統一は、その問題がおかれたコンテキストを捨象し、一般論として論じた場合には、合理的な選択肢であると評しうるだろう。しかし、以上のことは、ロシアを初めとする体制移行諸国においては、多元的制度が、固有の肯定的役割を果たしうることを、逆説的な形で例証しているように思われる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

佐藤史人「憲法改正権力の活躍する『立憲主義』—ハンガリー基本法の世界」『世界』査読無、889号、2016年、157-164頁

〔学会発表〕(計1件)

佐藤史人「ロシアにおける民事監督審制度の史的展開」民主主義科学者協会法律部会合宿研究会分科会報告、2016年3月29日、石川県加賀市

〔図書〕(計1件)

佐藤史人「ヨーロッパ人権裁判所とロシア—憲法裁判所との協調と対立」戸波江二ほか編『ヨーロッパ人権裁判所の判決』信山社、近刊。

6. 研究組織

(1) 研究代表者 佐藤史人 (Sato, Fumito)
名古屋大学・大学院法学研究科・准教授
研究者番号：50350418